

**資料3** 平成30年7月豪雨における北区御津宇垣における住家の浸水と被害認定の状況（地元関係者提供の資料による）

| 連番 | 床上被害状況<br>(cm) | 査定結果 |
|----|----------------|------|
| 1  | 80             | いたらず |
| 2  | 73             | 半壊   |
| 3  | 130            | いたらず |
| 4  | 78             | いたらず |
| 5  | 86             | 半壊   |
| 6  | 35             | いたらず |
| 7  | 45             | いたらず |
| 8  | 60             | いたらず |
| 9  | 23             | いたらず |
| 10 | 30             | いたらず |
| 11 | 38             | いたらず |
| 12 | 60             | 半壊   |
| 13 | 60             | いたらず |
| 14 | 20             | いたらず |
| 15 | 3              | いたらず |
| 16 | 62             | いたらず |
| 17 | 25             | いたらず |
| 18 | 38             | いたらず |
| 19 | 77             | 半壊   |
| 20 | 56             | 半壊   |
| 21 | 175            | 半壊   |
| 22 | 58             | 半壊   |
| 23 | 65             | いたらず |
| 24 | 52             | いたらず |
| 25 | 40             | いたらず |

**資料4** 「平成30年7月豪雨における住家の被害認定調査（第一次調査）の効率化・迅速化に係る留意事項について」（内閣府参事官平成30年7月12日事務連絡）から抜粋

2. 第1次調査（【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建て）における浸水深による判定

越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷（※）が発生している場合には、

- ①住家流失又は床上 1.8m以上の浸水の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」
- ②床上1m以上1.8m未満の浸水の場合は、当該住家の損害割合を40%以上とし、「大規模半壊」
- ③床上1m未満の浸水の場合は、当該住家の損害割合を20%以上とし、「半壊」
- ④床下浸水の場合は、当該住家の損害割合を20%以下とし、「半壊に至らない」

と判定することができます

（※）外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50%～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く）に該当する損傷をいう。

また、床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな区域については、当該区域の端部の住家（当該区域の四隅に立地する住家等）をサンプルとして調査し、当該サンプル調査をもって当該区域内の住家全てを全壊と判定することができます。この場合、当該区域内の各住家の調査は不要です。

なお、越流、堤防決壊等により広範囲に浸水した区域については、前述の「外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合」として取扱うことに差支えありません。